

貸借対照表の公告義務についてのお知らせ

NPO法改正により、NPO法人は前事業年度の貸借対照表を作成後、遅滞なく公告することが義務づけられました（平成30年10月1日施行）。公告の方法については、定款で定める必要があります。

また、これに伴い「資産の総額」の登記が平成30年10月1日（予定）から不要（※1）となります。

※1 組合等登記令の改正が予定されています。

【1 公告の方法】

以下の方法のうち定款で定める方法により公告（法28の2①）します。

現行の定款の規定と別の公告方法を選択する場合、特定貸借対照表（下記2（1）参照）の公告までに定款変更が必要となります。

（現行定款の公告方法とは別に貸借対照表の公告方法を定める場合の記載例は、裏面をご覧ください。）

公告の方法	公告の期間等	備考
官報に掲載 （第1号）	一度掲載 公告内容は要旨（※2）で足りる	掲載方法、料金等の問合せ先 「宮城県官報販売所」 TEL:022-261-8320
時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載 （第2号）	一度掲載 公告内容は要旨（※2）で足りる	掲載方法、料金等については各新聞社へお問い合わせください
電子公告（法人のホームページのほか、内閣府のポータルサイトを利用する方法を含む。）（第3号）	貸借対照表の作成の日から起算して5年が経過した日を含む事業年度の末日までの間、継続して公告	内閣府ポータルサイトを利用する場合は、ユーザー登録が必要です
NPO法人の主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示 （第4号）	公告の開始後1年を経過する日までの間、継続して公告	注意点は資料4「平成28年改正法に関するQ&A」問9をご確認ください

※2 官報への掲載又は日刊新聞紙への掲載を選択する場合は、貸借対照表の「要旨」（例えば、掲載金額の単位を「千円」とすることです。）の公告で足りることとなります。

【2 公告が必要な貸借対照表】

(1) 平成30年9月30日以前に作成した貸借対照表で、直近のもの（特定貸借対照表）

以下①、②のうち、いずれかの期限までに公告する必要があります。

①平成30年10月1日までに公告する（※3）

②平成30年10月1日以後上記「1 公告の方法」により、遅滞なく公告する

※3 当該特定貸借対照表を定款で定める方法により既に公告している場合は、再度公告する必要はありません。

(2) 平成30年10月1日以後に作成する貸借対照表

毎事業年度、上記「1 公告の方法」により、遅滞なく公告する必要があります。

<貸借対照表を公告する年度と時期について（3月末決算法人の場合）>

	貸借対照表の公告	資産の総額の変更の登記
H29年度決算	要（平成30年10月1日まで又は平成30年10月1日以後、遅滞なく）	要
H30年度決算	要（作成後遅滞なく）	不要

現行定款の公告方法とは別に貸借対照表の公告方法を定める場合の記載例

定款例

(公告の方法)

第〇条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。

ただし、法第 28 条の 2 第 1 項に規定する貸借対照表の公告については、〇〇に掲載して行う。(※4)

※4 下線部については、下記の公告方法別の記載例を参照。

公告方法	記載例
官報	ただし、法第 28 条の 2 第 1 項に規定する貸借対照表の公告については、官報に掲載して行う。
日刊新聞紙	ただし、法第 28 条の 2 第 1 項に規定する貸借対照表の公告については、〇〇県において発行する〇〇新聞に掲載して行う。
電子公告	【記載例 1：法人のホームページを選択する場合】 ただし、法第 28 条の 2 第 1 項に規定する貸借対照表の公告については、この法人のホームページに掲載して行う。
	【記載例 2：内閣府 NPO 法人ポータルサイトを選択する場合】 ただし、法第 28 条の 2 第 1 項に規定する貸借対照表の公告については、内閣府 NPO 法人ポータルサイト（法人入力情報欄）に掲載して行う。
	【記載例 3：事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合の公告方法を定める場合】 ただし、法第 28 条の 2 第 1 項に規定する貸借対照表の公告については、この法人のホームページに掲載して行う。なお、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、〇〇県において発行する〇〇新聞に掲載して行う。
主たる事務所の公衆の見やすい場所	ただし、法第 28 条の 2 第 1 項に規定する貸借対照表の公告については、この法人の主たる事務所の掲示場に掲示して行う。

(注 1) 以下の記載例のように、定款において公告方法として官報掲載を定めない場合であっても、①解散した場合に清算人が債権者に対して行う公告（法第 31 条の 10 第 4 項）及び②清算人が清算法人について破産手続開始の申立を行った旨の公告（法第 31 条の 12 第 4 項）については、定款で選択した方法とは別途、官報に掲載して行う必要があります。

【記載例】

第〇条 この法人の公告は、この法人のホームページに掲載して行う。

(注 2) 以下の記載例（ア）のように複数の手段を重ねて選択することは可能ですが、記載例（イ）のように公告方法を選択的に定めることは、定款を見た市民や利害関係者がどちらの方法で公告されているかわからないため相応しくありません。

【記載例（ア）】



第〇条 この法人の公告は、この法人のホームページに掲載 して行うとともに、 この法人の主たる事務所の掲示場に掲示して行う。

【記載例（イ）】



第〇条 この法人の公告は、この法人のホームページに掲載 又は、 この法人の主たる事務所の掲示場に掲示して行う。